

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年7月18日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 升形児童館の平成28年度の施設管理に係る事務の執行について
- 2. 対象団体 升形児童館管理委員会（升形児童館指定管理者）
- 3. 監査期間 平成29年5月22日～6月5日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> 1. 預金通帳等において収支決算書の年度末残高を確認できるよう、正確な会計管理を行うこと。 2. 現時点での切手受払簿を整備し、現物と照合できる方法により、正確な金券管理に務めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 預金通帳の適正な管理及び各種会計帳簿により正確な会計処理を行い、収支決算書の年度末残高を確認できるように会計管理を改善します。 2. 切手の現物を確認するとともに、切手受払簿を整備し、正確な金券管理を行うよう改善しました。